

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づく、各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②年金受給に伴う裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供などの進達
③システムの名称	1 Acrocity国民年金システム 2 Acrocity行政基本システム 3 社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民年金被保険者ファイル ・年金受給者ファイル ・統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表の46及び116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2及び第59条 <市町村への事務委任の根拠> 国民年金法 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3133
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請受付時におけるマイナンバー取得等においてマニュアルを整備し、特定個人情報の適切な取り扱いとなるよう事務取扱者に周知徹底を図っている。また、特定個人情報の保管については、鍵付きの書架に収納し、施錠管理を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	法定受託事務の受付・進達業務が主な業務であり、特定個人情報の副本登録や情報提供ネットワークシステムによる照会等は発生しない事務である。事務に必要な資格確認等に使用するシステムにおいてはアクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	1 Tops-e 国民年金システム 2 中間サーバー 3 Tops-e 統合宛名管理システム	1 Tops21-e 国民年金システム 2 中間サーバー 3 Tops21-e 統合宛名管理システム 4 Tops21-e 共通管理システム	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	別表第一 31の項	第9条第1項及び別表第一 31の項	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	なし	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成28年5月6日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年5月6日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)48.50の項	なし	事後	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	住民課長 佐藤 久美子	住民課長 堀 雅之	事後	
平成30年3月28日	I 1. ③システムの名称	1 Tops21-e 国民年金システム 2 中間サーバー 3 Tops21-e 統合宛名管理システム 4 Tops21-e 共通管理システム	1 Tops21-e 国民年金システム 2 中間サーバー 3 Tops21-e 統合宛名管理システム 4 Tops21-e 共通管理システム 5 社会保険オンラインシステム	事後	
令和1年6月10日	I 1. ③システムの名称	1 Tops21-e 国民年金システム 2 中間サーバー 3 Tops21-e 統合宛名管理システム 4 Tops21-e 共通管理システム 5 社会保険オンラインシステム	1 Tops21-e 国民年金システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 社会保険オンラインシステム	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	住民課長 堀 雅之	住民課長	事後	
令和1年6月10日	II 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IV. リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	1 Tops21-e 国民年金システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 社会保険オンラインシステム	1 Acrocity国民年金システム 2 Acrocity行政基本システム 3 社会保険オンラインシステム	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 31の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年9月18日	I 5. ①部署	住民課	健康増進課	事後	
令和4年9月18日	I 5. ②所属長の役職名	住民課長	健康増進課長	事後	
令和4年9月18日	I 8. 連絡先	住民課 〒879-1592 大分県速見郡日出町29-74番地1 tel.:0977-73-3122	健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 tel.:0977-73-3133	事後	
令和4年10月24日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 31. 83の項	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和8年2月20日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表の46及び116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条の2及び第59条 <市町村への事務委任の根拠> 国民年金法 第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 310の項	事後	
令和8年2月20日	I 9. 規則第9条第2項の適用			事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年2月20日	II 2. 取扱者数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		申請受付時におけるマイナンバー取得等においてマニュアルを整備し、特定個人情報情報の適切な取り扱いとなるよう事務取扱者に周知徹底を図っている。また、特定個人情報情報の保管については、鍵付きの書架に収納し、施錠管理を徹底している。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		法定受託事務の受付・進捗業務が主な業務であり、特定個人情報の副本登録や情報提供ネットワークシステムによる照会等は発生しない事務である。事務に必要な資格確認等に使用するシステムにおいてはアクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への変更に伴う追加項目